

建設工務部安全マネジメント推進委員会設置要領

平成21年4月 1日

21交建工第 93号

(改定)

平成23年8月22日

23交建工第668号

(目的)

第1条 東京都交通局安全管理規程（以下「規程」という）に定められた安全マネジメントを円滑に実施し推進することを目的とし、建設工務部安全マネジメント推進委員会を設置する。

(所掌事務)

第2条 建設工務部安全マネジメント推進委員会（以下「委員会」という）は、次に掲げる事項が確実に実施されるよう調整を図る。

- 1) 規程第2条（安全に関する基本的な方針）の達成
- 2) 規程第16条（事故防止対策の検討及び情報の共有化）の実施
- 3) 規程第33条（鉄・軌道施設の建設、改良及び保守に関する事項）の実施
- 4) 規程第35条（工事、保守等を行う場合の安全確保事項）の実施
- 5) その他規程の実施に関する事項

(委員会の構成等)

第3条 委員会の構成は以下のとおりとする。

委員長	建設工務部長
副委員長	技術管理担当部長
委員	管理課長
	計画改良課長
	改良担当課長
	保線課長（土木施設管理者）
	建築課長（建築施設管理者）
	工務事務所長
	馬込保線管理所長
	志村保線管理所長
	大島保線管理所長
	木場保線管理所長

- 2 委員は所属する課、事業所から、1名以上の連絡員を選出する。この人数には、庶務担当係長を含むものとする。

(委員、連絡員の役割)

第4条 委員は安全マネジメント態勢の確立、実施、維持に努める。

- 2 連絡員は委員を補佐する。

(委員会)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 原則として、2箇月に1回定例会を開催し、必要に応じ臨時会を開くものとする。
- 3 委員長に事故のあるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 4 委員長は必要に応じて委員及び連絡員以外の出席を求め、意見を聴取させることができる。
- 5 委員会には、安全に関する技術的事項について検討又は情報交換を行うため、専門部会を置くことができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は保線課および建築課が担当し、事務局長は保線課長とする。

- 2 事務局は、第3条2項により選出された連絡員の名簿を作成する。

(連絡会)

第7条 事務局は必要に応じ、連絡会を招集する。

- 2 連絡会の構成は、事務局及び第3条2項により選出された連絡員とする。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年 4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年 4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年 8月1日から施行する。